

特定求職者雇用開発助成金 ③ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

概要	<p>発達障害者または難治性疾患患者をハローワークや民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れる事業者に対して助成する制度 雇入れから約6ヶ月後にハローワーク職員等による職場訪問も行われます。</p>
雇い入れ対象者	<p>① 発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者 <a href="http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416AC1000000167#5">http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416AC1000000167#5</a> ② 難治性疾患患者 詳細は <a href="http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158584.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000158584.pdf</a></p>
雇い入れ条件	<p>① ハローワークや民間職業紹介事業者などの紹介により雇入れること ② 雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること（対象労働者を65歳以上、かつ、継続して2年間以上雇用）</p>
支給対象外	<p>① ハローワーク等の紹介前に労働者と事業主との間で雇用の内定があった場合 ② 雇入れ前3年間に雇用や請負、派遣等により就労したことのある者を雇入れる場合 ③ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において3ヶ月を超えて訓練・実習を行なった者を雇入れる場合 ④ 雇入れ前3年間に雇入れ事業者において職場適応訓練（短期除く）を受けた者を雇入れる場合 ⑤ 雇入れ前の過去1年間に、上記②、③、④を行っていた事業主と資本や組織的関連性などから密接な関係のある事業主が雇入れる場合 ⑥ 対象労働者が事業主や取締役の3親等内の親族である場合 ⑦ 紹介時点の条件と異なる条件で雇入れられ、労働者の不利益や違法行為があり、労働者から異なる旨の申し出があった場合 ⑧ 雇入れ後、給料の未払いがある場合</p>
不支給	<p>支給対象期の途中に雇入れた者を離職（解雇、退職勧奨、事業縮小、賃金大幅低下、事業所移転等による正当理由自己都合離職等）させた場合、当該支給対象期は不支給</p>
対象事業主	<p>雇用保険適用事業所の事業主 雇用保険適用事業所の中で資本金、常時雇用する労働者数が以下に該当する企業を中小企業事業主とします。</p> <p>1) 小売業（飲食含） 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員50人以下 2) サービス業 資本金5000万円以下、もしくは常時雇用社員100人以下 3) 卸売業 資本金1億円以下、もしくは常時雇用社員100人以下 4) 製造業など 資本金3億円以下、もしくは常時雇用社員300人以下</p>

対象外 事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象労働社の雇入れ日の前後6ヶ月間（基準期間）に雇用保険被保険者（短期雇用特例、日雇労働被保険者除く）を事業主都合により解雇（勧奨退職等を含む）したことがある事業主</li> <li>② 基準期間に解雇や事業縮小などにより従業員の6%を超え、かつ4人以上離職させたことがある事業主</li> <li>③ 高年齢者雇用確保措置を講じなかったために高年齢者雇用安定法に基づく勧告を受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主</li> <li>④ 障害者総合支援法に基づく勧告、指定取り消し、指定停止などを受け、支給申請日までにその是正をしていない事業主</li> <li>⑤ 不正受給をしてから3年以内の事業主</li> <li>⑥ 支給申請後、支給決定日までに不正受給をした事業主</li> <li>⑦ 支給申請日の年度の前年度より前の労働保険料を納入していない事業主</li> <li>⑧ 支給申請日から1年以内に労働関係法令の違反があった事業主</li> <li>⑨ 風俗事業者や反社会的勢力と関わりのある事業主</li> </ul>
------------	--

対象労働者・企業規模・支給額・助成対象期間など

対象労働者	企業規模	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	中小企業	120万円	2年間	第1期～第4期 各30万円
	中小企業以外	50万円	1年間	第1期、第2期 各25万円
短時間労働者 20時間以上30時間未満	中小企業	80万円	2年間	第1期～第4期 各20万円
	中小企業以外	30万円	1年間	第1期、第2期 各15万円

支給対象期： 助成対象期間を6ヶ月単位で区分けした期間

ただし、支給額は支給対象期に対象労働者に支払った賃金額を上限とする

雇入れ事業主が、支給対象者について最低賃金法第7条の最低賃金の減額の特典許可を受けている場合は、支給額は支給対象期に対象労働者に支払った賃金額に助成率（中小企業 1/3、中小企業以外 1/4）を乗じた額となります。（この場合の上限は上記表の支給額）

受給手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請期間： 支給対象期ごとに、各支給対象期の末日の翌日から2ヶ月以内</li> <li>② 申請時必要書類： 支給申請書、必要な書類（管轄労働局への確認が必要）</li> <li>③ 管轄労働局（ハローワーク経由可能な場合あり）へ支給申請</li> </ul>
-------	---